

## 「規則要綱(案)の修正案」(宮本委員提出)

### 規則要綱(案)の修正案

2003年11月4日

委員 宮本 康昭

#### 1 「3 評価の基準等」(2)につきのとおり追加する。

**評価権者は、弁護士、検察官その他の個人又は団体に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼するものとする。**

上記「3 評価の基準等」(2)の通達事項につきの事項を追加する。

- (1)評価権者は、裁判所内部において、他の裁判官、職員、調停委員、司法委員等からの情報を得るように努める。
- (2)評価権者は、少なくとも、管内の弁護士会、検察庁に対し、所属する弁護士、検察官が有する情報を上記窓口において受け付けることを積極的に周知依頼する。
- (3)外部からの情報を受け付ける窓口を設置するに際しては、外部利用者が提出しやすい方法を工夫する。
- (4)各裁判所は、上記窓口において外部情報を受け付けることを積極的に広報する。

#### 2 「5 不服がある場合の手続」(1)、(2)を次のとおり修正し、(3)ないし(5)を追加する。

- (1)の前段を「**裁判官は、その人事評価の結果について各高等裁判所に設置する不服審査委員会（仮称）に対して不服を申し出ることができるものとする。この申出はその旨の書面を評価権者に提出するものとし**」と改め、以下後段に続く。
- (2)の後段を「(1)の申出に理由がないと認めるときは、**不服審査委員会に、その旨の意見を付して不服申出書を送付するものとする**」と改める。
- (3)不服審査委員会は、各高等裁判所の3人の裁判官により構成するものとする。
- (4)不服審査委員会は、申出に理由があると認めるときは、人事評価の結果を修正し、評価権者及び申出をした裁判官にその旨を通知するものとする。
- (5)不服審査委員会は、申出に理由がないと認めるときは、その旨を評価権者及び申出をした裁判官に通知するものとする。

以上